

リコール検討会論点整理

1. リコールに対する正しい理解の普及

日本においては、工業製品は基本的に壊れないという認識が広まっていると考えられ、リコールを実施するメーカーに対して悪いイメージを持つ傾向にある。これにより、メーカーがリコールを実施することに消極的になるなど、リコールの円滑な実施に悪影響を与えているとの指摘もある。

壊れない工業製品を製作することは現実的には困難であり、リコールは工業製品の欠陥による事故等の未然防止及び工業製品の品質向上のために不可欠なものであるため、リコールそれ自体が悪いことではない。したがって、このことについて国民に理解を求めることが必要ではないか。

2. 自動車の不具合に係るユーザーへの情報提供の充実と不具合発生からリコールに至る過程の透明性の確保

近年、製品事故に関する情報提供を求める声が高まっている。自動車に関しても、ユーザーへの情報提供を充実していくことが必要ではないか。

また、メーカーやディーラーの対応に対するユーザーの不信感を払拭するために、不具合発生からリコールに至る過程の透明性を高めることが必要ではないか。

3. リコールに至る自動車の不具合の発生原因の分析と削減方策

近年リコールの届出件数及び対象台数は増加傾向にあるが、その原因を分析することが必要。

リコールは事故の未然防止を図るためのものであり、届出件数や対象台数の増加が直ちに問題とは言えないが、自動車の品質を向上させるための検討を行い、結果として欠陥を減らすことが必要ではないか。

4. 使用過程の自動車の安全の確保及び公害の防止のためにメーカーが担うべき役割の明確化

道路運送車両法では、使用過程の自動車について、適切に点検整備を行うことにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持する責任を使用者に課している。しかし、車両の保守管理に対する意識が希薄な使用者も多い一方で、メーカーに対して品質向上を求める声は少なくない。

また、平均車齢や平均使用年数の延長による不具合発生が懸念されている。

このような中で、使用過程の自動車の安全確保及び公害の防止を図る上で、メーカーがどのような役割を果たすべきかを明らかにする必要があるのではないか。

委員等からの意見の整理

1. リコールに対する正しい理解の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、リコールの件数が増えているのは、リコールの意味を考えれば良い面もある。また、自動車の品質に対するユーザーの期待が変化している面にも注目すべき。 ・ リコールは物が社会に組み入れられる際のフィードバック系であり、これが良く働くようにすることが大事。 ・ 現在、リコールについては、「隠した」「隠していない」のようにメーカーと行政・司法との対立のように一般の人たちからは見られているところがあるが、本来、メーカー、行政とユーザーが相互に協力する制度(コラボレーション系の制度)であるべき。
2. 自動車の不具合に係るユーザーへの情報提供の充実と不具合発生からリコールに至る過程の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーへのリコールに至る前の不具合情報の発信が重要であり、ユーザーからのものだけでなくメーカーからの情報も公開すべき。 ・ 本来リコールとなるべき不具合について、内々に修理されたり、そうした情報がいちメカニック、ディーラーまでで止まっていないのか、また、ユーザーの責任として修理費用の支払いを請求されているのではないかなど、ユーザーのディーラー及びメーカーに対する不信感は根強い。そうした不信感を払拭するために、ユーザーとディーラー、ディーラーとメーカー、その関係を正しく構築することが必要。 ・ 後付けの自動車部品・用品等(カーナビ、カーオーディオ、タイヤ、タイヤチェーン等)については、消費生活用製品安全法(消安法)の対象外となっているので、国交省で適切に対応すべき。
3. リコールに至る自動車の不具合の発生原因の分析と削減方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去のリコールに学んでいく必要がある。 ・ 設計ミスがなぜあったか、再発防止として何ができるか。 ・ ドイツでは、リコールの増加の原因について、製造過程がばらけているため不具合の発生をコントロールできない状況にあり、とりえず販売した後で危ないときにはリコールで対応するという事になっているのではとの指摘がある。 ・ 不具合の事例から、リコール手続きまでの過程をつぶさに見て、それを短縮するにはどうしたらよいか。 ・ 制御プログラムのバグ対応はどのようにあるべきか。
4. 使用過程の自動車の安全の確保及び公害の防止のためにメーカーが担うべき役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法ではユーザーの保守管理責任が第一義的とされており、他の法令との違いがある。制度におけるメーカー、行政とユーザーの関係の根本的な面も議論したい。 ・ 自動車の安全確保においては、メーカーもきちんと車を製造すべきであるが、本当に安全を作るのは使う人だという観点の議論も必要。 ・ 他の製品の制度では、基準に適合しなくなる場合だけでなく、実際の事故等に繋がるものにも対応する制度となっている場合がある。